

豊田市へき地医療拠点病院医療機器整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、市内にあるへき地医療拠点病院の医療機器の整備に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) へき地医療拠点病院 愛知県知事が指定する医療機関をいう。

(2) 医療機器 1機種当たり20万円以上5,000万円未満の医療機器をいう。

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、市内にあるへき地医療拠点病院の医療機器の整備に要する費用の一部を補助することにより、へき地における医療体制を確保し、もって市民の健康の増進と福祉の向上を図ることを目的とする。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、市内においてへき地医療拠点病院を開設している者とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が行う医療機器の整備に係る費用とする。

(補助金額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費から寄附金その他の収入を控除した額の2分の1の額とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は2,000万円を限度とする。

3 補助金の額の算定に当たっては、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請の期日)

第7条 規則第4条に定める交付申請は、毎年度7月31日までに行わなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、整備が完了したときは、完了日から起算して30日を経過する日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、規則第10条に定める実績報告書を市長に提出しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。